

労働者健康福祉機構の評価の視点（案）

評価シート（1）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第2 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項</p> <p>I すべての業務に共通して取り組む べき事項</p> <p>業績評価の実施、事業実績の公表等</p> <p>業績評価を実施し業務運営へ反映 させるとともに、業績評価の結果や 機構の業務内容を積極的に公表し、 業務の質及び透明性の向上を図ること。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目 標を達成するためとるべき措置</p> <p>I すべての業務に共通して取り組む べき事項</p> <p>業績評価の実施、事業実績の公表 等</p> <p>(1) 外部有識者による業績評価委員 会を年2回開催し、事業ごとに事 前・事後評価を行い、業務運営に 反映させる。また、業績評価結果 については、インターネットの利 用その他の方法により公表する。</p> <p>(2) 毎年度、決算終了後速やかに事 業実績等をインターネットの利用 その他の方法により公開すること により、業務の透明性を高めると ともに、広く機構の業務に対する 意見・評価を求め、これらを翌年 度の事業運営計画へ反映させるこ とを通じて、業務内容の充実を図 る。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目 標を達成するためとるべき措置</p> <p>I すべての業務に共通して取り組む べき事項</p> <p>業績評価の実施、事業実績の公表等</p> <p>(1) 業務の質の向上に資するため、 内部業績評価に関する業績評価 実施要領に基づき、独立行政法人 労働者健康福祉機構（以下「機構」 という。）自ら業務実績に対する 評価を行い翌年度の運営方針に 反映させるとともに、内部業績評 価制度による業務改善の効果に ついて検証しつつ、制度の定着を 図る。 また、外部有識者により構成さ れる業績評価委員会による業務実 績に対する事後評価及び翌年度運 営方針に対する事前評価を実施 し、その結果をホームページ等で 公表するとともに、業務運営に反 映させる。</p> <p>(2) 業務の透明性を高めるため、決 算終了後速やかに業務実績をホ ームページ等で公開するととも に、業務内容の充実を図るため、 広く機構の業務に対する意見・評 価を求め、これらを翌年度の事業 運営へ反映させる。</p>	

	自己評定	評価項目○	評 定
<p align="center">評 価 の 視 点 等 (現 行) (第 1 期)</p> <p align="center">【評価項目 (3) 業績評価の実施等】</p>	<p align="center">評 価 の 視 点 等 (案) (第 2 期)</p> <p align="center">【評価項目 (1) 業績評価の実施等】</p>		
[数値目標]	[数値目標]		
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 外部の学識経験者等により構成される業績評価委員会により業績評価が実施されているか。</p> <p>○ 業績評価の結果、業務実績を公開し、意見・評価を求めるとともに、これらが事業運営に反映されているか。</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>○ 外部の学識経験者等により構成される業績評価委員会により業績評価が実施されているか。</p> <p>○ 業績評価の結果、業務実績を公開し、国民等からの意見・評価を求めるとともに、これらが事業運営に反映され、業務改善の取組を適切に講じているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>		

評価シート（２）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>第1期中期目標において取り上げた、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病である13分野の課題は引き続き重要な課題であることから、これら分野について労災疾病等に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を引き続き行うこと。</p> <p>特に、昨今の労働災害の動向や職場のニーズを踏まえ、かつ労働災害防止計画等に照らし、「アスベスト関連疾患」、「勤労者のメンタルヘルス」、「業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）」及び「化学物質の曝露による産業中毒」の分野を最重点分野とし、これらの分野に資源を重点的に配分すること等により、時宜に合った研究成果をあげるよう取り組むこと。</p> <p>また、これまで労災病院で培われた労災疾病等に関する症例、知見、技術、職業と疾病との関連性に関する情報等を活かしつつ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の勤労者が罹患することの多い疾病も含め、就労の継続が可能な治療と療養後における医療の視点から行う円滑な職場復帰を支える疾病の治療と職業生活の両立を図るモデル医療及び労働者個人の特性と就労形態や職場環境等との関係等についての研究開発を分野横断</p>	<p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>中期目標に示された13分野ごとに別紙1のとおり研究テーマを定め労災疾病等に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及を着実に実施するため次のとおり取り組む。</p> <p>ア 中期目標に示された13分野の労災疾病等に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を引き続き実施するため、平成21年度中に13分野ごとに新たな臨床研究・開発、普及計画を作成し、これに基づいて労災疾病等13分野臨床医学研究を推進する。</p> <p>イ 中期目標において最重点分野とされた「アスベスト関連疾患」、「勤労者のメンタルヘルス」、「業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）」及び「化学物質の曝露による産業中毒」の分野並びに「職場復帰のためのリハビリテーション及び勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援」の分野については、必要に応じて専任の研究者を配置するとともに、機構本部の研究支援体制を強化する等研究環境の整備充実を図る。</p> <p>ウ 労災疾病等に係る研究を効果的かつ効率的に実施する観点から、現行1研究センターにつき1</p>	<p>II 各業務において取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施</p> <p>中期計画に定めた13分野ごとの研究テーマに係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を着実に実施するため次のとおり取り組む。</p> <p>ア 13分野ごとの研究者会議を開催して、臨床研究・開発、普及計画を策定し、業績評価委員会医学研究評価部会の事前評価及び医学研究倫理審査委員会の倫理審査を受け、研究を開始する。</p> <p>イ 専任の研究者が必要な分野を選定するとともに、機構本部に総括研究ディレクターを補佐する研究員を配置して、機構本部の研究支援体制の強化を図る。</p> <p>ウ 分散型の研究体制についての見直しを検討する検討会を立ち上げ、年度末までに診療実績や</p>	

<p>的に行うこととし、この研究にも資源を重点的に配分して研究環境の整備充実を図ること。</p> <p>なお、研究の推進に当たっては、労災疾病等に係る研究を効果的かつ効率的に実施する観点から、現行1研究センターにつき1分野として13研究センターを設置している分散型の研究体制について、平成21年度末までに診療実績や労災患者数、専門医等研究スタッフの配置状況等を勘案した集約化を検討し、その結果を踏まえ必要な見直しを行うこと。</p> <p>さらに、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例の集積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関である国立病院等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を図ること。</p> <p>加えて、密接に関連する研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるような一体的な実施について検討すること。</p>	<p>分野として13研究センターを設置している分散型の研究体制について、平成21年度末までに診療実績や労災患者数、専門医等研究スタッフの配置状況及び研究開発等を勘案して見直し案を策定する。</p> <p>エ 労災疾病等に係る研究開発の推進を図るため、労災指定医療機関である国立病院等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を図る。</p> <p>オ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるような一体的な実施についての検討を行う。</p>	<p>労災患者数、専門医等研究スタッフの配置状況及び研究開発等を勘案して見直し案を策定する。</p> <p>エ 独立行政法人国立病院機構との調整会議を開催し、症例データ収集方法等について検討する。</p> <p>オ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)との調整会議を開催し、研究所との統合後における統合メリットが発揮できるような一体的な研究の実施のあり方について検討する。</p>	
<p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、本部、労災病院、産業保健推進センター等の有機的連携により、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対し研修等を通じて、積極的な情報の発信及び医療現場、作業現場等への定着を図ること。</p> <p>また、密接に関連する研究所の労働災害の予防、労働者の健康の</p>	<p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のとおり取り組む。</p> <p>ア 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を20万件以上</p>	<p>(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のとおり取り組む。</p> <p>ア 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、アクセス件数を13万1千件以上(参考：平成19年度実績130,</p>	

<p>保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう効果的・効率的な普及について検討すること。</p>	<p>(参考：平成19年度実績130,638件) 得る。</p> <p>イ 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導教育的教育研修を実施する。</p> <p>ウ 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等国内外の関連学会において、13分野の研究・開発テーマに関し、分野ごとに国外2件以上、国内10件以上の学会発表を行う。</p> <p>エ 労災病院と産業保健推進センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施する。</p> <p>オ 研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう効果的・効率的な普及について検討する。</p> <p>カ 勤労者の罹患率の高い疾病と職業の両立支援に関する研究・開発の成果等、勤労者医療の実践に有用な情報を提供するための機構本部、労災病院、産業保健推進センター、地域産業保健センター、労災指定医療機関、産業医、行政等によるネットワーク構築のための検討を行う。</p> <p>キ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を開催し、各研究テ</p>	<p>638件) 得る。</p> <p>イ 労災疾病等に係るモデル医療等を効率的かつ効果的に普及する観点から、研究者の協力を得て教育研修の具体的手法を検討する。</p> <p>ウ 日本職業・災害医学会等国内外の関連学会において、13分野の研究・開発テーマに関して研究成果の得られたものから順次学会発表を行う。</p> <p>エ 労災病院と産業保健推進センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を13回以上実施する。</p> <p>オ 研究所との統合後における統合メリットが発揮できるよう効果的・効率的な普及について検討する。</p> <p>カ 勤労者医療の実践に有用な情報を提供するための機構本部、労災病院、産業保健推進センター、地域産業保健センター、労災指定医療機関、産業医、行政等によるネットワーク構築のための委員会を開催し検討を開始する。</p> <p>キ 新たな臨床研究・開発、普及計画の事前評価を行うため、外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、「国の研究開発評価に関する</p>	
---	--	--	--

	マの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映させる。	大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)を踏まえた評価を実施する。	
--	---	--	--

	自己評定	評価項目○	評 定
評価の視点等(現行)(第1期) 【評価項目(4) 労災疾病にかかる研究・開発】		評価の視点等(案)(第2期) 【評価項目(2) 労災疾病等にかかる研究・開発】	
【数値目標】 ○ 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース(ホームページ)を構築し、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を10万件以上得ること。 ○ 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等関連医学会において、14研究・開発テーマに関し30件以上の学会発表をおこなうこと。	【数値目標】 ○ 医療機関を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース(ホームページ)のアクセス件数を中期目標期間の最終年度において、20万件以上得ること。 ○ 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等関係学会において、13分野の研究・開発テーマに関し、分野ごとに国外2件以上、国内10件以上の学会発表を行うこと。		
【評価の視点】 ○ 地域支援の各機能を集約した勤労者医療総合センターの組織的体制が、確実に構築されたか。 ○ 各労災疾病研究センターにおいて、中期計画の別紙13分野の研究テーマ毎に研究開発計画を作成したか。 ○ モデル医療情報、モデル予防情報などを掲載したデータ・ベース(ホームページ)が構築されるとともに、アクセス件数10万件以上を得られたか。 ○ 外部委員を含む研究評価委員会により各研究テーマの事前評価、中間評価、最終評価が行われ、その結果が研究計画の改善に反映されているか。	【評価の視点】 ○ 医療機関を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース(ホームページ)のアクセス件数が中期目標期間の最終年度において、20万件以上得られたか。 ○ それぞれの分野において業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、事前評価、中間評価、最終評価が行われ、研究計画の改善に反映されているか。 ○ 平成21年度中に研究体制に係る見直し案が策定され、第2期中期目標期間中に、研究体制の集約化がされているか。 ○ 共同研究者の参画を得る等により、国立病院等との症例データ収集に係る連携体制が構築されているか。		

	<p>○ 勤労者の罹患率の高い疾病と職業の両立支援に関する研究・開発の成果等、勤労者医療の実践に有用な情報を提供するための機構本部、労災病院、産業保健推進センター、労災指定医療機関、産業医、行政等によるネットワーク構築のための検討が行われたか。</p>	
--	--	--

評価シート（3）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>勤労者医療の中核的役割の推進のために、上記「1」の研究開発と併せ、以下のとおり着実に取り組むこと。</p> <p>特に、労災病院等においては、勤労者医療の中核的役割を推進するため、職業に関連した負傷又は疾病の予防、治療からリハビリテーション、医療の視点から行う勤労者の療養後の職場復帰等の促進に至るまでの一連の取組についてのガイドラインを作成、活用して疾病の治療と職業生活の両立支援を図るとともに、労災病院グループのネットワークを通じて労災指定医療機関等に普及していくこと。</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>ア 労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。特に、アスベスト関連疾患や化学物質の曝露による産業中毒等、一般的に診断が困難な労災疾病については積極的に対応すること。</p> <p>また、勤労者医療を継続的、安定的に支えるためにも、基盤となる4疾病5事業等の診療機能を充実させ、地域の中核的医療機関を目指すこと。</p> <p>さらに、近年、大規模労働災</p>	<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>ア 労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関する医療について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。</p> <p>また、勤労者医療を継続的、安定的に支えるため、基盤となる4疾病5事業等の診療機能を充実させ、地域の中核医療機関を目指す。</p> <p>(ア) それぞれの研究分野の専門医からなる検討委員会にて策定した分野ごとの臨床評価指標により、医療の質に関する自己評価を行う。</p>	<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>ア 労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関する医療について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。</p> <p>また、勤労者医療を継続的、安定的に支えるため、基盤となる4疾病5事業等の診療機能を充実させ、地域の中核医療機関を目指す。</p> <p>(ア) それぞれの研究分野の専門医を構成員とする「勤労者医療臨床評価指標検討委員会」を開催し、臨床評価指標の検討を行う。</p>	

<p>害が増加していることを踏まえ、かかる場合における緊急な対応を速やかに行えるようにすること。</p> <p>イ 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のIT化を推進すること。</p> <p>ウ 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築する上で不可欠となる優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組むこと。</p>	<p>(イ) 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で評価を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。</p> <p>(ウ) 職業に関連した負傷又は疾病の予防、治療からリハビリテーション、医療の視点から行う勤労者の療養後の職場復帰等の促進に至るまでの一連の取組についてのガイドラインを作成する。</p> <p>(エ) メディカルソーシャルワーカー等を活用し、勤労者の治療を受けながらの就労の継続、療養後又は療養中の円滑な職場復帰を図ることについて、具体的な試行を行い、その成果等を活かして国の政策等との連携を図る。</p> <p>(オ) 大規模労働災害に備えて、緊急対応が行えるよう災害対策医療チームを直ちに編成できる危機管理マニュアルを整備する。</p> <p>イ 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、オーダーリングシステム、電子カルテシステム等の導入を進めることにより医療情報のIT化を推進する。</p> <p>ウ 次の(ア)及び(イ)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。</p> <p>(ア) 勤労者医療に関する研修内容</p>	<p>(イ) 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で順次実践し、これに係る症例検討会等での評価結果については、当該分野の研究者にフィードバックすることにより研究に反映させる。</p> <p>(ウ) 職業に関連した負傷又は疾病の予防、治療からリハビリテーション、医療の視点から行う勤労者の療養後の職場復帰等の促進に至るまでの一連の取組についてのガイドラインを作成するための委員会を開催し、検討を行う。</p> <p>(エ) 勤労者の治療を受けながらの就労の継続、療養後又は療養中の円滑な職場復帰を図ることについて、メディカルソーシャルワーカー等を活用したモデル事業を試行するため、メディカルソーシャルワーカー等スタッフの育成を行うカリキュラム等作成のための検討を行う。</p> <p>(オ) 大規模労働災害に係る危機管理マニュアルの作成に当たり、記載内容の検討及び医療機関の活動事例に係る情報収集を行う。</p> <p>イ 医療情報のIT化を推進するため、オーダーリングシステムを2労災病院に、電子カルテシステムを3労災病院に新規に導入する。</p> <p>ウ 次の(ア)及び(イ)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。</p> <p>(ア) 国の医師臨床研修制度の見</p>	
---	--	---	--

<p>エ 労災看護専門学校においては、近年の看護師不足等の中で、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。</p>	<p>を盛り込んだ臨床研修プログラムの作成や臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療を実践できる医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>(イ) 毎年度、研修カリキュラムを検証し、職種ごとの勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実させることにより、職員個々の資質の向上を図る。</p> <p>エ 労災看護専門学校において、勤労者の健康を取り巻く現況や職業と疾病の関連性等に関するカリキュラムを充実することにより、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成する。</p>	<p>直しを踏まえた新たな臨床研修プログラムに、勤労者医療に関する内容を盛り込む。</p> <p>また、労災病院の医師の中から臨床研修指導医講習会世話人（講習会企画責任者が行う企画、運営、進行等に協力する医師）を育成し、機構独自の指導医講習会を開催するとともに、初期臨床研修医を対象とした集合研修を実施し、優秀な医師の育成、確保に努める。</p> <p>(イ) 研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、より効率的かつ効果的な専門研修内容及び研修カリキュラムの充実に繋げることとする。</p> <p>また、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。</p> <p>さらに、各施設においては、研修効果を上げるため集合研修参加者の受講後における伝達研修を行い、研修の実践と展開を図る。</p> <p>エ 労災看護専門学校において、勤労者医療の役割・機能を理解するため、職業性疾病に関する理解、メンタルヘルスマネジメント、災害看護等の講義を含むカリキュラムに基づき、勤労者医療を推進するために必要な知識や技術の習得のため、特色ある教育を行うとともに、勤労者医療を推進する労災病院における臨地実習を通じ、日常の看護実践を勤労者医療の視点も持って実践していくために必要な専門的知識を有する看護師を育成する。</p>	
--	--	--	--

<p>オ 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保すること。</p> <p>また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。</p>	<p>オ 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供し、全病院平均で80%以上の満足度を確保する。</p> <p>また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。</p>	<p>また、勤労者医療に関するカリキュラムの更なる充実を図るため、勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援等の新たな教育内容の検討を行う。</p> <p>オ</p> <p>(ア) 良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上得る。</p> <p>(イ) 良質な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価について更新時期を迎えた施設及び未受審の施設にあっては受審に向けた準備を行う。</p> <p>(ウ) チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のためクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。</p> <p>(エ) 安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」と「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続するとともに第三者による取組の評価を行い、標準化された医療水準の維持に努める。</p> <p>また、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、引き続きすべての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年2回以上実施するとともに患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間の取組の定着を図る。</p> <p>なお、労災病院における医療事故・インシデント事例のデータの公表を継続するとともに原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を図る。</p> <p>さらに、医療安全管理者の質</p>	
--	--	---	--

		の向上を図るため、「労災病院 医療安全管理者の業務指針」の 策定を行う。	
--	--	--	--

	自己評価	評価項目○	評 定
評価の視点等(現行)(第1期) 【評価項目(7) 高度・専門的医療の提供】	評価の視点等(案)(第2期) 【評価項目(3) 高度・専門的医療の提供】		
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救急搬送患者を、中期目標期間中においては、延べ30万人以上受け入れること。 ○ 患者満足度調査において全ての病院で70%以上の満足度を確保すること。 	<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保すること。 ○ 職員研修の有益度調査において全研修平均で80%以上の有益度を確保すること。 		
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 13分野毎の専門医からなる検討委員会において臨床評価指標が策定され、これに基づき、医療の質に関する自己評価が行われたか。 	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨床評価指標に基づき、医療の質に関する自己評価が行われたか。 ○ 中期目標期間中に研究成果に基づきガイドラインが作成されたか。 ○ 中期目標期間中にメディカルソーシャルワーカー等を活用し、勤労者の治療を受けながらの就労の継続、療養後又は療養中の円滑な職場復帰を図ることについて、具体的な試行を行い、その成果等を活かして国の政策等との連携が図られたか。 ○ 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムが作成されたか。 ○ 当該プログラムに基づき医師臨床研修が実施されるとともに、指導医、研修医の意見を参考にし、当該プログラムの改善が図られているか。 ○ 勤労者医療に関する研修プログラム内容の充実を図り、集合研修が実施されたか。 		

○ 受講者に対するアンケート調査、労災病院における患者満足度調査の結果等を検証し、研修カリキュラムの充実に反映されたか。	○ 受講者に対するアンケート調査、労災病院における患者満足度調査の結果等を検証し、研修カリキュラムの充実に反映されたか。	
○ 勤労者医療に関するカリキュラムの拡充を図るため、検討会が設置され、勤労者の健康を取り巻く状況等を踏まえたカリキュラムの見直しが行われたか。	○ 労災看護専門学校においては、職場復帰や両立支援等、勤労者医療に関わる教育内容を見直し、勤労者医療カリキュラムの充実が着実に実施されているか。	
○ クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用が推進されたか。	○ クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用が推進されたか。	
○ 全労災病院共通の医療安全チェックシートの統一に向けて、見直しがされたか。	○ 医療安全チェックシートによる自主点検及び医療安全相互チェックが実施されたか。	
○ 全ての労災病院において、医療安全に関する研修会が計画的に年2回以上実施されたか。	○ 医療安全に関する研修、医療安全推進週間等への参加が継続して実施されているか。	
○ 全ての労災病院が医療安全推進週間に参加したか。	○ 患者参加型の医療安全が推進されているか。	
○ 救急搬送患者が延べ30万人以上受け入れられたか。		
○ 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携強化、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフの育成に取り組んでいるか。		
○ 該当年度に病院機能評価受審を計画していた病院で、受審が行われたか。	○ 該当年度に病院機能評価受審を計画していた病院で、受審が行われたか。	
○ 患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映されたか。	○ 患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映されたか。	
○ 全ての病院において、患者から満足のいく医療が受けられているとの評価が70%以上得られたか。	○ 患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度が確保されているか。	
	○ 医療情報のIT化が推進されているか。	
	○ 災害対策医療チームを直ちに編成できる危機管理マニュアルは整備されているか。	

評価シート（４）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(2) 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者の健康確保、労災疾病の防止を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理等を推進することとし、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ76万人以上（※1）、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ11万人以上（※2）、講習会を延べ1万2千人以上、勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ2万人以上（※3）実施すること。</p> <p>また、これらの実施に当たっては、実施時間帯の設定に配慮する等利便性の向上も図ること。</p> <p>さらに、指導や相談実施後、利用者へのアンケートを行い、参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得ること。</p> <p>加えて、指導や相談の結果の分析を行い、産業保健推進センターで行う研修等に活かすこと。</p> <p>（※参考1：平成16年度から平成19年度までの平均 121,705人×5年間の25%増） （※参考2：平成16年度から平成19年度までの平均 17,634人×5年間の25%増） （※参考3：平成16年度から平成19年度までの平均 3,288人×5年間の25%増）</p>	<p>(2) 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者に対する過労死・メンタルヘルス不調予防等の推進に関して示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 労働安全衛生関係機関との連携や、予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により、指導・相談の質の向上を図る。</p> <p>イ 勤労者の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。</p>	<p>(2) 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者の健康確保、労災疾病の防止を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理等を確実に推進するため、平成21年度における実施数を勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ15万2千人以上、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ2万2千人以上、講習会を延べ2千4百人以上、勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ4千人以上実施する。</p> <p>また、指導や相談実施後、利用者へのアンケートを行い、参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。</p> <p>なお、勤労者に対する過労死・メンタルヘルス不調予防等の推進に関して示された中期目標を達成するために次のような取組を行う。</p> <p>ア 利用者に対して質の高い指導・相談を提供するため、労働安全衛生関係機関との連携を図るなどして予防医療における方向性を得る。さらに得られた情報を踏まえ、予防医療関連学会が実施する研修会、講習会等に参加するなどして予防医療に係る最新の情報を収得し実務者のスキルアップを図る。さらに予防医療に関する効果的、効率的な指導法のための調査研究を実施し、指導に活用するほか、各種学会等で発表する。</p> <p>イ 勤労者の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯について17時以降や、土、</p>	

<p>(3) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者予防医療センターにおいて、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。</p>	<p>ウ 利用者の満足度調査を毎年度実施し、その結果を指導・相談内容に反映させることにより、質の向上を図る。</p> <p>エ メンタルヘルス不調者への職場復帰支援体制を整備する。</p> <p>オ 指導や相談の結果分析を行い、産業保健推進センターで行う研修等において活用する。</p> <p>(3) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者予防医療センターにおいて、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成を目指し、産業医科大学と連携を図りつつ、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の整備、構築を行う。</p>	<p>日、祝日にも実施する。さらに企業等の要望により出張による指導も積極的に行う。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査を実施し、参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、その結果を指導・相談内容に反映させることにより、質の向上を図る。</p> <p>エ メンタルヘルス不調者への職場復帰支援体制を整備するため、専任の医師、心理判定員等の専門スタッフを配置する等の検討を行う。</p> <p>オ 勤労者予防医療センターで得られた効果的、効率的な指導法や調査研究で得られた成果を、産業保健推進センターで行う研修等において活用するための検討を行う。</p> <p>(3) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成を図るため、産業活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援対策の整備、構築を行うための検討を行う。</p>	
--	--	---	--

	自己評定	評価項目○	評 定
評価の視点等(現行)(第1期) 【評価項目(5) 過労死予防等の推進】	評価の視点等(案)(第2期) 【評価項目(4) 過労死予防等の推進】		
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間中に、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ23万人以上実施すること。 ○ 中期目標期間中、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ5万5千人以上実施すること。 ○ 中期目標期間中、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ7千人以上実施すること。 ○ 利用者から、職場における健康確保に関して、有用であった旨の評価を70%以上得ること。 	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間中に、勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ76万人以上実施すること。 ○ 中期目標期間中、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ11万人以上、講習会を延べ1万2千人以上実施すること。 ○ 中期目標期間中、勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ2万人以上実施すること。 ○ 利用者の満足度調査を実施し、職場における健康確保に関して、有用であった旨の評価を80%以上得ること。 		
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮して勤労者等の利便性の向上を図っているか。 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 勤労者の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯の設定が配慮されているか。 ○ メンタルヘルス不調者への職場復帰支援体制が整備されているか。 ○ 労災病院及び勤労者予防医療センターにおいて、産業医科大学と連携を図りつつ、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の整備、構築が行なわれているか。 ○ 指導・相談の質の向上を図るために、患者満足度調査において提出された利用者の意見等に基づく改善アイデア集を作成したか。 ○ 指導・相談の質の向上を図る観点から、最新の予防法の情報収集等が行われ、指導・相談業務等に活用されているか。 ○ 中期目標期間中に、勤労者の過労死予防対策の指導が延べ23万人以上実施されたか。 ○ 中期目標期間中に、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談が延べ5万5千人以上実施されたか。 		

<p>○ 中期目標期間中に、勤労女性に対する女性保健師による生活指導が延べ7千人以上実施されたか。</p>	<p>○ 中期目標期間中に、勤労女性に対する保健師による生活指導が延べ2万人以上実施されたか。</p>	
<p>○ 利用者から職場における健康管理に関して有用であった旨の評価を70%以上得られたか。</p>	<p>○ 利用者の満足度調査を実施し、職場における健康確保に関して、有用であった旨の評価を80%以上得られたか。</p>	

評価シート（５）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(4) 勤労者医療の地域支援の推進</p> <p>労災病院においては、地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関等との連携を強化するとともに、労災指定医療機関等を対象にしたモデル医療普及のための講習、労災疾病等に係る診断・治療について労災指定医療機関等が利用しやすいマニュアル等資料の提供、労災指定医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。</p> <p>また、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活</p>	<p>(4) 勤労者医療の地域支援の推進</p> <p>労災病院においては、勤労者医療の地域支援の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 患者紹介に関する労災指定医療機関等との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに患者紹介率を60%以上（参考：平成19年度実績49.8%）、逆紹介率を40%以上とする。</p> <p>イ 勤労者医療に係るモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ10万人以上（平成16年度から平成19年度までの平均19,475人×5年間の3%増）に対し講習を実施する。 また、モデル医療に関し、多様な媒体を用いた相談受付を実施する。</p> <p>ウ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ15万件以上（平成19年度実績29,082件×5年間の5%増）実施する。</p> <p>エ 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足</p>	<p>(4) 勤労者医療の地域支援の推進</p> <p>地域医療連携室を中心として次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった（役に立った）旨の評価を75%以上得る。</p> <p>ア 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を50%以上、逆紹介率を40%以上確保する。</p> <p>イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</p> <p>ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。</p> <p>エ ニーズ調査・満足度調査の結果を検討し、調査において出さ</p>	

<p>動の上で有用であった旨の評価を75%以上得ること。</p>	<p>度調査を毎年度実施し、診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を75%以上得るとともに、地域支援業務の改善に反映させる。</p>	<p>れた意見を各労災病院の地域支援業務の改善に反映し、より高い評価が得られるよう努める。</p>	
----------------------------------	--	---	--

	自己評価	評価項目○	評 定
<p>評価の視点等(現行)(第1期) 【評価項目(6) 勤労者医療の地域支援】</p>		<p>評価の視点等(案)(第2期) 【評価項目(5) 勤労者医療の地域支援】</p>	
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 40%以上の患者紹介率を確保すること。 ○ 労災指定医療機関の医師及び産業医等を対象として、中期目標期間中においては、延べ3万2千人以上にモデル医療の普及を行うこと。 ○ 高度医療機器を用いた受託検査を、中期目標期間中においては、延べ6万件以上実施すること。 ○ 地域における勤労者医療の支援策が、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を70%以上得ること。 		<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間の最終年度までに患者紹介率を60%以上、逆紹介率を40%以上確保すること。 ○ 労災指定医療機関の医師及び産業医等を対象として、中期目標期間中においては、症例検討会や講習会を延べ10万人以上に対して実施すること。 ○ 高度医療機器を用いた受託検査を、中期目標期間中においては、延べ15万件以上実施すること。 ○ 満足度調査を実施して診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を75%以上得ること。 	
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ モデル医療に関して、多様な媒体を用いた相談受付が実施されているか。 ○ 労災指定医療機関等が勤労者医療の地域支援に対してどのようなニーズがあるか調査し、ニーズに合致した地域支援業務が実施されているか。 ○ 利用者である労災指定医療機関等から、診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価が70%以上得られたか 		<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ モデル医療に関して、多様な媒体を用いた相談受付が実施されているか。 ○ 地域における勤労者医療の支援として、労災病院に紹介実績のある医師に対するニーズ調査を実施し、その調査結果から示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映したか。 ○ 利用者である労災指定医療機関等から、診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を75%以上得られたか。 	

<p>○ 労災病院において、地域医療連携室を設置して労災指定医療機関との連携強化に努め、40%以上の患者紹介率が達成されたか。</p>	<p>○ 労災病院において、中期目標期間最終年度までに患者紹介率を60%以上、逆紹介率を40%以上確保しているか。</p>	
<p>○ 労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会が開催され、医師等延べ3万2千人以上にモデル医療の普及が行われたか。</p>	<p>○ 労災指定医療機関等の医師及び産業医等を対象として、中期目標期間中において、症例検討会や講習会を開催し、医師等延べ10万人以上にモデル医療の普及が行われたか。</p>	
<p>○ ホームページ、診療案内等に高度医療機器の利用案内に関する情報が盛り込まれたか。</p>	<p>○ ホームページ、診療案内等に高度医療機器の利用案内に関する情報が盛り込まれたか。</p>	
<p>○ 受託検査が中期目標期間中に延べ6万件以上実施されたか。</p>	<p>○ 高度医療機器を用いた受託検査が、中期目標期間中に延べ15万件以上実施されたか。</p>	
<p>○ ニーズ調査・満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。</p>	<p>○ ニーズ調査・満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。</p>	

評価シート（6）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(5) 行政機関等への貢献</p> <p>国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を通じて行政活動に協力すること。</p> <p>また、労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。</p> <p>さらに、アスベスト関連疾患に対して、引き続き、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。</p>	<p>(5) 行政機関等への貢献</p> <p>ア 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応する。</p> <p>ウ 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。</p> <p>エ 今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。</p> <p>オ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。</p>	<p>(5) 行政機関等への貢献</p> <p>ア 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国の設置する委員会への参加、情報提供等により行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にする。</p> <p>ウ 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、行政機関の要請に応じ、速やかに情報を提供する。</p> <p>エ 今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を全国で開催する。 また、当該関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、アスベストを原因とする中皮腫、肺がんの鑑別診断の根拠となるアスベスト小体の計測検査について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。</p> <p>オ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。</p>	

	自己評定	評価項目○	評 定
評価の視点等(現行)(第1期) 【評価項目(8) 行政機関等への貢献】	評価の視点等(案)(第2期) 【評価項目(6) 行政機関等への貢献】		
[数値目標]	[数値目標]		
[評価の視点] ○ 労災認定基準等の見直しに係る検討会や国が設置する委員会等への参加、情報提供等の協力が行われたか。 ○ 複数の診療科にわたる労災認定に係る意見書等の作成が、適切かつ迅速に行われているか。	[評価の視点] ○ 労災認定基準等の見直しに係る検討会や国が設置する委員会等への参加、情報提供等の協力が行われたか。 ○ 労災認定に係る意見書等の作成が、適切かつ迅速に行われているか。 ○ 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供されているか。 ○ アスベスト関連疾患に対応するため、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催したか。		

評価シート（7）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、更に地域との連携を密にして、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上(※)確保すること。</p> <p>また、高度・専門的な医療を提供することによる患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保すること。</p> <p>(※参考：平成19年度実績 医療リハビリテーションセンター80.4% 総合せき損センター85.0%)</p>	<p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保するとともに、高度・専門的な医療を提供することにより、患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保することとし、次のような取組を行う。</p> <p>ア 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上を図る観点から、生活支援機器の研究開発の実施及び職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。</p>	<p>3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、両センターが有する医学的知見を活用し対象患者に対して高度専門的医療を提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。</p> <p>また、患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保する。</p> <p>ア 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進を図る。</p> <p>また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム等の研究開発成果の活用等を通じて対象患者のQOLの向上に取り組む。</p>	

	<p>イ 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、せき損患者に係る高度・専門的な知見に係る情報の発信に努める。</p>	<p>イ 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携により受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努める。</p> <p>また、総合せき損センターにおいて実践している高度専門的医療の手法等に関する研修会の開催及び実施マニュアル・DVDの配布等を通じてせき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援・情報提供に努める。</p>	
--	--	--	--

	自己評定	評価項目○	評 定
<p>評価の視点等(現行)(第1期) 【評価項目(9)医療リハ・せき損センターの運営】</p>	<p>評価の視点等(案)(第2期) 【評価項目(7)医療リハ・せき損センターの運営】</p>		
<p>【数値目標】</p> <p>○ 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。</p> <p>○ 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。</p>	<p>【数値目標】</p> <p>○ 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。</p> <p>○ 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。</p> <p>○ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保すること。</p>		
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対するチーム医療の推進及び職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。</p> <p>○ 外傷による脊椎・せき髄損傷患者に対するチーム医療の推進及びせき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能職業復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>○ 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対するチーム医療の推進及び職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。</p> <p>○ 外傷による脊椎・せき髄損傷患者に対するチーム医療の推進及びせき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能職業復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。</p> <p>○ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保したか。</p>		

評価シート（８）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(2) 労災リハビリテーション作業所の運営</p> <p>労災リハビリテーション作業所については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中の社会復帰率を30%以上（※）とすること。 （※参考：平成19年度実績 30.4%）</p>	<p>(2) 労災リハビリテーション作業所の運営</p> <p>ア 各人に適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立し、中期目標期間中の社会復帰率を30%以上にする。</p> <p>イ 都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p>	<p>(2) 労災リハビリテーション作業所の運営</p> <p>ア 入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。</p> <p>イ ハローワーク、地域障害者職業センター等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職説明会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p>	

	自己評価	評価項目○	評 定
<p>評価の視点等（現行）（第1期） 【評価項目（15）リハビリテーション施設の運営】</p>	<p>評価の視点等（案）（第2期） 【評価項目（8）労災リハビリテーション作業所の運営】</p>		
<p>【数値目標】</p> <p>○ 入所者の社会復帰率を、中期目標期間中に25%以上とすること及び前年度実績に比し1ポイント以上高めること。</p>	<p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標期間中の社会復帰率を30%以上とすること。</p>		
<p>【評価の視点】</p> <p>○ リハビリテーション施設の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>○ 社会復帰プログラムを作成し、定期的（3か月に1回程度）にカウンセリングを実施しているか。</p> <p>○ 就職情報の提供など入所者の就職に対する支援は適切に行われているか。</p> <p>○ 社会復帰率は前年度に比し1ポイント以上高めることができたか。</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>○ リハビリテーション施設の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>○ 社会復帰プログラムを作成し、定期的（3か月に1回程度）にカウンセリングが実施されているか。</p> <p>○ 就職情報の提供など入所者の就職に対する支援は適切に行われているか。</p> <p>○ 入所者の社会復帰率を30%以上確保しているか。</p>		

評価シート（9）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める産業保健活動の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、地域社会や産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を行うこと。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実</p> <p>産業保健推進センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容について、メンタルヘルスや過重労働等を積極的に取り上げるとともに、面接指導等の実践的かつ専門的な研修を強化しつつ、延べ1万7千回以上（※1）の研修を実施すること。また、第1期中期目標期間において実施した研修を踏まえ、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。</p> <p>産業保健関係者からの相談について、中期目標期間中、7万2千件以上（※2）実施すること。また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効に活用できるよう検討すること。</p> <p>なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保するとともに、相談、指導を行った産業保健関係者等に対して追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること。</p>	<p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実</p> <p>(ア) 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに、中期目標期間中に延べ1万7千回以上の研修を実施する。</p>	<p>4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実</p> <p>(ア) 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、研修内容の質の維持・向上を図るため、研修内容等の改善を図る仕組み（計画－実施－評価－改善を継続的に実施する仕組み）を継続的に運用する。また、各研修については、次のように取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場における産業保健推進体制の活性化の観点から、産業医、衛生管理者及び人事労務担当者等の産業保健関係者間の連携促進に重点を置いた体系的な研修を行う。 ・産業保健関係者の実践的能力の向上のため、作業現場における実地研修、ロールプレイ等を取り入れた参加型研修、事例検討等の実践的研修の拡大とともに、テーマに応じたシリーズ研修を実施する。 ・労働災害防止計画における重点対策である過重労働による健康障害防止対策及び 	

(※参考1：平成19年度実績
3,291回×5年間の5%
増)
(※参考2：平成19年度実績
13,725件×5年間の5%
増)

(イ) 産業保健関係者からの相談については、多様な分野の専門家を確保しつつ、相談体制の効率化を図ることにより、中期目標期間中に7万2千件以上実施するとともに、産業保健関係者に対する研修に有効に活用する。

(ウ) 研修、相談については、インターネット等多様な媒体での受付等により、引き続き

メンタルヘルス対策に関する研修を実施する。
・ 新型インフルエンザ対策、アスベスト対策等の時宜を得た研修を実施する。
・ ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに研修ニーズに対応した開催地域の選定、休日・夜間の開催の拡充等、利用者の利便性にも配慮しつつ、3千4百回以上の研修を実施する。

(イ) 産業保健関係者からの相談については、産業保健に造詣の深い精神科医等の相談員を拡充し、また、過重労働による健康障害の増加に対応するため、脳・心臓疾患等に関する分野の専門家を選任するなど、相談ニーズに対応した人的資源の拡充に引き続き努めるとともに、相談体制の効率化を図る。

また、各センターのホームページにブロック内の他センターの相談日程をリンクすることにより、相談日、相談内容に応じた相談先の広域的な探索を容易にするとともに、専門家による迅速な回答を推進する。

これらにより、産業保健関係者からの相談件数を1万5千件以上確保するとともに、相談内容を分析し、収集した成果を産業保健関係者に対する研修に事例として紹介する等、有効に活用する。

(ウ) 研修、相談については、全センターにおいてホームページ、FAX、メールマガジン

<p>イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>インターネットの利用その他の方法により産業保健に関する情報や労災疾病等に係る研究によるモデル予防医療等に係る情報を提供するとともに、さらなる情報の質の向上、利便性の向上を図ること。</p> <p>また、事業主に対する広報及び啓発等を行うとともに、勤労者に対する情報提供についてもより積極的に取り組むこと。</p> <p>さらに、研究所との統合に向けて、研究所の調査・研究についての関係者に対する情報提供等について検討すること。</p>	<p>質及び利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。</p> <p>(エ) 産業保健推進センター利用者に対し、センター事業が与えた効果を評価するための追跡調査を実施して、有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。</p> <p>イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>(ア) 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を900万件以上（平成20年度実績見込135万件×5年間の30%増）得る。</p> <p>(イ) 利用者の利便性の向上を図るため、各地域で利用できる産業保健サービス情報を産業保健推進センターに集約・提供することにより、地域の産業保健関係者のための総合情報センターとしての役割を果たしていく。</p>	<p>等により案内、申込受付を実施し、引き続き質及び利用者の利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。</p> <p>(エ) 産業保健推進センター利用者に対し、研修、相談等のセンター事業が、労働者の健康状況の改善に寄与した効果等を把握するため、平成18年度に引き続き、第2回追跡調査を実施する。</p> <p>また、その調査結果を分析し、研修、相談等の事業運営に反映させる。</p> <p>イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>(ア) 情報誌「産業保健21」、ホームページ、メールマガジン等により提供する産業保健に関する情報の質の向上を図るため専門家による編集会議を開催し検討する。</p> <p>さらに、これまでに蓄積された産業保健に関するQ&Aや実務・専門的な情報のデータベース化を逐次進め検索可能な形で提供する。</p> <p>こうした取組とともに、下記(イ)を含めた地域のニーズに対応した取組を行うことで、ホームページのアクセス件数を150万件以上得る。</p> <p>(イ) 地域産業保健センター、医師会、労働衛生関係機関等が行う事業場や産業保健関係者に対するサービス、国の支援事業等各地域で産業保健関係者が必要とし、また、利用できる産業保健サービス情報を各センターにおいて集約し、インターネット等で情報提供</p>	
---	--	--	--

<p>ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実</p> <p>地域の産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、メンタルヘルスや過重労働による健康障害の防止のための産業医の面接指導技術の向上等の支援を含め、域内の地域産業保健センターの活動に対する支援を充実すること。</p>	<p>(ウ) 研究所との統合に向けて、研究所の調査・研究についての関係者に対する情報提供等について検討する。</p> <p>ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実</p> <p>各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行う。また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上研修を実施するとともに、地域産業保健センターに登録している産業医に対し研修を実施する。</p> <p>さらに、地域産業保健センターとの連携による研修を都道府県庁所在地以外で開催することにより、利用者の利便性の向上を図る。</p>	<p>することにより、総合情報センターとしての機能を充実する。</p> <p>(ウ) 研究所の調査・研究についての関係者に対する効果的な情報提供の方法及び課題を検討する。</p> <p>ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実</p> <p>(ア) 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し、地域センターの具体的な支援ニーズを把握した上で、必要な支援を行う。</p> <p>(イ) 地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上研修を実施するとともに、コーディネーター間の情報交換を目的とした交流会を開催する。</p> <p>(ウ) 地域産業保健センターに登録している産業医に対し研修を実施する。</p> <p>(エ) 地域産業保健センターが把握している地域のニーズに応じた研修を都道府県庁所在地以外で開催することにより、地域の利用者の利便性の向上を図る。</p>	
---	---	---	--

	自己評価	評価項目○	評 定
<p>評価の視点等(現行)(第1期) 【評価項目(11)産業保健関係者に対する研修・相談】 【評価項目(12)産業保健に関する情報の提供】</p>	<p>評価の視点等(案)(第2期) 【評価項目(9)産業保健者に対する研修・相談 及び産業保健に関する情報の提供】</p>		
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業保健関係者に対し、中期目標期間中に延べ1万回以上の研修を実施すること。 ○ 産業保健関係者からの相談を、中期目標期間中、4万8千件以上実施すること。 ○ 研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること。 ○ 産業保健に関する情報を提供するホームページのアクセス件数を、中期目標期間中において112万件以上得ること。 ○ 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上のための研修を実施する。 	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、中期目標期間中に延べ1万7千回以上の研修を実施すること。 ○ 産業保健関係者からの相談については、中期目標期間中に7万2千件以上の相談を実施すること。 ○ 研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有用であった旨の評価を80%以上確保すること。 ○ 利用者に対し、産業保健推進センター事業が与えた効果の評価するための追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上について具体的に改善が見られていること。 ○ 産業保健に関する情報を提供するホームページのアクセス件数を、中期目標期間中において900万件以上得ること。 ○ 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上のための研修を実施すること。 		
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うため、施設の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。 ○ 研修内容等の質の向上を図る仕組みの充実が図られているか。 ○ 産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家が確保されているか。 ○ 利便性の向上を図るため、インターネット等を用いた研修案内、研修の申込受付が行われているか。 ○ インターネット等による相談の受付、頻出の相談のホームページへの掲載が行われているか。 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うため、施設の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。 ○ 研修内容等の質の向上を図る仕組みの充実が図られているか。 ○ 産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家が確保されているか。 ○ 利便性の向上を図るため、インターネット等を用いた研修案内、研修の申込受付が行われているか。 ○ インターネット等による相談の受付、頻出の相談のホームページへの掲載が行われているか。 		

○ 産業保健関係者に対する研修が、中期目標期間中に延べ1万回以上実施されたか。	○ 産業医等の産業保健関係者に対する研修が、中期目標期間中に延べ1万7千回以上実施されたか。	
○ 産業保健関係者からの相談が、中期目標期間中に延べ4万7千件以上確保されたか。	○ 産業保健関係者からの相談が、中期目標期間中に延べ7万2千件以上実施されたか。	
○ 研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価が80%以上確保されたか。	○ 研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有用であった旨の評価が80%以上確保されたか。	
	○ 利用者に対し、産業保健推進センター事業が与えた効果を評価するための追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上について具体的に改善が見られたか。	
○ 産業保健関係者に対し、情報誌及びホームページ等により産業保健に関する情報の提供が行われているか。	○ 産業保健関係者に対し、ホームページ、メールマガジン、情報誌等により産業保健に関する情報の提供を行い、広く普及を図っているか。	
○ 産業保健相談員会議において、情報の質の向上に関する検討が行われたか。	○ 産業保健相談員会議において、情報の質の向上に関する検討が行われたか。	
○ 地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行っているか。	○ 地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行っているか。	
○ 地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修が行われたか。また、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修が行われたか。	○ 地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上のための研修が行われたか。	
○ 事業主に対し、ホームページ等による広報、事業主セミナーが行われているか。	○ 事業主に対し、ホームページ等による広報、事業主セミナーが行われているか。	
○ ホームページのアクセス件数を中期目標期間中延べ112万件以上得られたか。	○ ホームページのアクセス件数を中期目標期間中延べ900万件以上得られたか。	
○ ビデオ・図書が計画的に整備され、そのリストがホームページ上で公開されているか。		
	○ 地域の産業保健関係者のための総合情報センターとしての役割を果たしているか。	

評価シート（10）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(2) 産業保健に係る助成金の支給業務</p> <p>ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保</p> <p>産業保健に係る小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務に対する業績評価を実施し、それらを翌年度の業務へ反映させるとともに、評価結果については、積極的に公表し、透明性を確保するとともに、助成金事業の効果の把握に努めること。</p> <p>イ 助成金に関する周知</p> <p>労働基準監督署、地域産業保健センター等及び労災病院、勤労者予防医療センター等とも連携し、助成金の一層の周知を図ること。</p>	<p>(2) 産業保健に係る助成金の支給業務</p> <p>ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保</p> <p>産業保健に係る小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務に対する業績評価を行い、業務内容の改善に反映させることにより、効果的・効率的な支給業務を実施するとともに、評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表し、透明性を確保する。また、助成期間終了後、助成金事業の効果について把握する。</p> <p>イ 助成金に関する周知</p> <p>インターネットの利用その他の方法により広報を行うとともに、労働基準監督署、地域産業保健センター、労災病院、勤労者予防医療センター等と連携して周知活動を実施する。</p>	<p>(2) 産業保健に係る助成金の支給業務</p> <p>ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保</p> <p>産業保健に係る小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金については、支給業務及び助成の効果等について利用者調査を実施し、その結果等の分析を行い、ホームページで公表するとともに効果的・効率的な支給業務を実施する。</p> <p>平成20年度に改正された小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の利用事業場に対しては、産業医との連携の下に、産業保健推進センターから関係資料の提供、情報交換の場の提供、相談員等による助言指導等適宜支援を行う。</p> <p>イ 助成金に関する周知</p> <p>助成金については本部及び各産業保健推進センターのホームページに掲載するほか、中小企業団体、商工会議所等の会員事業場に対し、各産業保健推進センターが配信するメールマガジンやパンフレット等の配布により周知活動を行うとともに、事業主セミナー等を活用して積極的に利用勧奨を行う。</p> <p>さらに労働基準監督署、地域産業保健センター、労災病院、勤労者予防医療センター等と連携して助成金の周知を行うとともに、助成金利用者調査の実施時に紹介（認知）経路を把握し、その結果を効果的な周知活動に反映させていく。</p>	

<p>ウ 手続の迅速化</p> <p>審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、40日以内（※1）、自発的健康診断受診支援助成金については、23日以内（※2）とすること。 （※参考1：平成19年度実績44日） （※参考2：平成19年度実績29日）</p>	<p>ウ 手続の迅速化</p> <p>事務処理方法に関するマニュアルの徹底等により手続の迅速化を図ることにより、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、40日以内、自発的健康診断受診支援助成金については、23日以内とする。 また、不正受給防止を図るため、必要に応じて情報収集、実態調査を実施する。</p>	<p>ウ 手続の迅速化</p> <p>平成20年度に効率化の観点から見直した小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事務処理用コンピュータシステムの活用及び支給業務マニュアルによる事務処理並びに事務処理等の負担軽減を図るための支給申請様式のプレプリント化を引き続き実施し、不正受給の防止に配慮しつつ、審査業務等の集中化、効率化を図ることにより、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の申請書の受付締切日から支給日までの期間について更なる短縮を図る。 また、不正受給防止を図るため実態調査を実施するとともに、不正受給が発生した場合は速やかに公表する。</p>	
--	--	---	--

	自己評定	評価項目○	評 定	
<p>評価の視点等（現行）（第1期） 【評価項目（13）産業保健助成金の支給】</p>		<p>評価の視点等（案）（第2期） 【評価項目（10）産業保健助成金の支給】</p>		
<p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標期間中に、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金について、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、45日以内とすること。</p> <p>○ 中期目標期間中に、自発的健康診断受診支援助成金について、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、25日以内とすること。</p>		<p>【数値目標】</p> <p>○ 中期目標期間中に小規模事業場産業保健活動支援促進助成金について、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、40日以内とすること。</p> <p>○ 中期目標期間中に、自発的健康診断受診支援助成金について、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、23日以内とすること。</p>		
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 助成金の支給業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p>		<p>【評価の視点】</p> <p>○ 助成金の支給業務について、業績評価の結果が業務運営の改善に反映されるとともに、ホームページ等で公表されるなど適正かつ効率的な運営が図られているか。</p>		

<p>○ 支給業務に関する評価方法等の検討、策定、これに基づく業績評価を行い、その結果が業務運営の改善に反映されるとともに、ホームページ等で公表されているか。</p>		
<p>○ 助成金に関するQ & Aのホームページへの掲載、「産業保健21」及び労働衛生関係団体等への助成金に関する記事の掲載、労働衛生関係団体等へポスター等の配付、労働基準監督署等に対する助成金の周知についての依頼等、助成金に関する周知活動が着実に進められたか。</p>	<p>○ 助成金に関するQ & Aのホームページへの掲載、「産業保健21」及び労働衛生関係団体等への助成金に関する記事の掲載、労働衛生関係団体等へポスター等の配付、労働基準監督署等に対する助成金の周知についての依頼等、助成金に関する周知活動が着実に進められたか。</p>	
<p>○ 支給業務マニュアルの作成、事務処理用コンピュータシステムの見直しが行われ、事務処理の短縮が図られたか。</p>		
<p>○ 助成金業務等に関する会議が開催され、助成金業務の不正受給防止等の指示が行われ、支給業務マニュアルの徹底が図られ、必要に応じて情報収集等が実施されたか。</p>	<p>○ 助成金業務等に関して会議等により、助成金業務の不正受給防止等の指示が行われ、支給業務マニュアルの徹底が図られ、必要に応じて情報収集等が実施されたか。</p>	
	<p>○ 助成期間終了後、助成金事業の効果について把握しているか。</p>	

評価シート（11）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>5 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 立替払の迅速化</p> <p>審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で30日以内（※）を維持すること。 （※参考：平成19年度実績 25.6日）</p> <p>(2) 立替払金の求償</p> <p>代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p>	<p>5 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 立替払の迅速化</p> <p>審査業務の標準化の徹底を図り、原則週1回払いを堅持するとともに、立替払制度及びその請求手続に関するパンフレットの改訂、ホームページの充実等情報提供の強化を図ることにより、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で30日以内を維持する。</p> <p>(2) 立替払金の求償</p> <p>立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。</p>	<p>5 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 立替払の迅速化</p> <p>不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均30日以内」を維持するために、次の措置を講ずる。 ア 原則週1回の立替払を堅持する。 イ 疑義事例を活用した新任職員研修や疑義事例検討会の開催回数拡大を図り審査業務の標準化を徹底する。 ウ 不備事案の減少を図るため、パンフレットやホームページによる情報提供の充実に努める。 エ 立替払の処理システムについては、OCR化を中心に引き続き検討を進める。</p> <p>(2) 立替払金の求償</p> <p>賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。 ア 事業主等への求償等周知 事業主等に対し、立替払制度の趣旨や求償権の行使に関して、パンフレットやホームページにより更なる周知徹底を図る。 イ 清算型における確実な債権保全 破産事案等弁済が配当等によるものについては、裁判手続への迅速かつ確実な参加を行うとともに、インターネット等により清算・配当情報を的確に収集する。 ウ 再建型における弁済の履行督促 民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等に対して、立替払の申請があった際に再生計画による弁済計画の確認を</p>	

		<p>行い、立替払後は、債務承認書・弁済計画書の提出督促や、弁済督促・実地督促を行う。</p> <p>エ 事実上の倒産の適時適切な求償</p> <p>事実上の倒産の事案（認定事案）については、個々の債権の回収可能性や費用効率も勘案しつつ、事業主に対する適時適切な債務承認書等の提出督促、弁済の履行督促、現地調査を行う。</p> <p>また、必要な場合には、対象となる債権の的確な確認を行った後、差押え等を行う。</p>	
--	--	---	--

	自己評定	評価項目○	評 定
評価の視点等(現行)(第1期) 【評価項目(14)未払賃金の立替払】	評価の視点等(案)(第2期) 【評価項目(11)未払賃金の立替払】		
<p>[数値目標]</p> <p>○ 中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内とすること。</p>	<p>[数値目標]</p> <p>○ 中期目標期間中に不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を、平均30日以内を維持すること。</p>		
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 中期目標期間中に平均30日以内とする目標が達成可能な程度に推移しているか。</p> <p>○ 未払賃金の立替払業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>○ 審査業務マニュアル化の徹底等事務処理方法の改善が行われたか。</p> <p>○ 原則週1回の支払は実施されているか。</p> <p>○ 破産管財人等向けの分かりやすいパンフレット及び制度や手続きを紹介するホームページが作成され、情報提供の充実が図られたか。</p> <p>○ 事業主に対する求償等について、ホームページ、パンフレット等により周知が図られたか。</p> <p>○ 裁判手続への参加は適宜適切に行われているか。</p> <p>○ 再生債務者等に対し、債務承認書又は弁済計画書の提出督促は実施されているか。</p> <p>○ 弁済計画による弁済が不履行の場合、履行督促はされているか。</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>○ 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均30日以内が維持されているか。</p> <p>○ 未払賃金の立替払業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>○ 審査業務の標準化の徹底がなされているか。</p> <p>○ 原則週1回の支払は実施されているか。</p> <p>○ 立替払の迅速化に向け、パンフレット、ホームページによる情報提供の充実が図られているか。</p> <p>○ 破産管財人等向けの分かりやすいパンフレット及び制度や手続きを紹介するホームページが作成され、情報提供の充実が図られているか。</p> <p>○ 立替払後の求償権の行使について、事業主等に対して通知されているか。</p> <p>○ 裁判手続への参加は適宜適切に行われているか。</p> <p>○ 再生債務者等に対し、債務承認書又は弁済計画書の提出督促は実施されているか。</p> <p>○ 弁済計画による弁済が不履行の場合、履行督促はされているか。</p>		

評価シート（12）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>6 納骨堂の運営業務</p> <p>産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。</p>	<p>6 納骨堂の運営業務</p> <p>毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談の実施及び環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。</p>	<p>6 納骨堂の運営業務</p> <p>産業殉職者合祀慰霊式を挙げるほか、遺族への納骨等に関する相談、霊堂の環境整備に取り組む。 また、慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに調査の結果を業務の改善に反映する。</p>	

	自己評価	評価項目○	評 定
<p>評価の視点等（現行）（第1期） 【評価項目（16）納骨堂の運営】</p>	<p>評価の視点等（案）（第2期） 【評価項目（12）納骨堂の運営】</p>		
<p>【数値目標】 ○ 遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を80%以上得ること。</p>	<p>【数値目標】 ○ 相談窓口の対応及び環境美化を含む「満足度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を90%以上得ているか。</p>		
<p>【評価の視点】 ○ 納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>○ 満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。</p> <p>○ 相談窓口の対応及び植栽による環境美化を含む「満足度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価が80%以上得られたか。</p>	<p>【評価の視点】 ○ 納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>○ 満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されているか。</p> <p>○ 相談窓口の対応及び植栽による環境美化を含む「満足度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価が90%以上得られたか。</p>		

評価シート（13）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>(1) 事業等の見直しに併せ、業務量を検証し、業務の合理化・効率化の観点から、本部組織の再編を行うとともに、施設に対する本部の業務運営支援・経営指導機能などのマネジメント機能を強化すること。また、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう更なる見直しについて検討すること。</p> <p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進めること。</p> <p>2 一般管理費、事業費等の効率化</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費節減</p> <p>中期目標期間の最終年度におい</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、本部の施設運営支援・経営指導体制を強化する。特に、労災病院については、経営基盤の確立に向けたマネジメント機能を強化する。また、事業等の見直しに併せ、業務量を検証し、業務の合理化・効率化の観点から、本部組織の再編を行う。さらに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう更なる見直しについて検討する。</p> <p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を構築するため、人事・給与制度の見直しを進める。</p> <p>2 一般管理費、事業費等の効率化</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費節減</p> <p>一般管理費（退職手当を除く。）</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の充実に併せ、経営方針について、職員アンケート結果に基づいた職員への浸透度のフォローアップを行うとともにバランス・スコアカード等の活用による経営基盤の確立に向けたマネジメント機能の強化に努める。</p> <p>さらに、本部に設置している経営改善推進会議において各労災病院の運営計画達成状況のフォローアップを行うとともに、これに基づく経営指導・支援を行う。</p> <p>また、事業等の見直しに当たり、現有する業務量を把握するとともに、見直し後の業務の合理化・効率化に向けた検討を行う。さらに、研究所と連携を図り、統合後の在り方について、検討を行う。</p> <p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を構築するため、国家公務員の給与構造改革を踏まえた人事・給与制度の詳細について検討を行う。</p> <p>2 一般管理費、事業費等の効率化</p> <p>(1) 業務運営の効率化による経費節減</p> <p>ア 一般管理費（退職手当を除</p>	

<p>て、平成20年度に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については15%程度、また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については10%程度節減すること。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運營業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとする。</p> <p>さらに、産業保健推進センターについては、業務の効率化の観点から、管理部門等の集約化及び効率化を図ることにより、中期目標期間の最終年度において、平成20年度実績に比べて運営費交付金（退職手当を除く。）のおおむね3割削減を図ること。</p> <p>(2) 給与水準の適正化等</p> <p>総人件費については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療</p>	<p>については、人件費の抑制、施設管理費の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、平成20年度の相当経費に比べて15%程度の額を節減する。また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、平成20年度の相当経費に比べて10%程度の額を節減する。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。</p> <p>産業保健推進センターについては、産業保健サービスの低下を招かないように、賃借料の削減、庶務・経理業務や報告業務等の間接業務の合理的集約化による人件費の削減及び相談体制の効率化等による業務経費の削減を行うことにより、中期目標期間の最終年度において、平成20年度実績に比べて運営費交付金（退職手当を除く。）のおおむね3割を削減する。</p> <p>(2) 給与水準の適正化等</p> <p>総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づ</p>	<p>く。）については、業務委託の推進等人件費の抑制、契約形態の抜本的な見直しを行うことによる一般競争入札の積極的な実施、節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費節減等に努める。</p> <p>また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、市場価格調査の積極的な実施、業務委託契約及び保守契約内容の見直し等により節減に努める。</p> <p>イ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、市場価格調査の積極的な実施、物品の統一化を図ることによる物品調達コストの縮減、業務委託契約及び保守契約内容の見直し等により、その費用のうち運営費交付金の割合について、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。</p> <p>ウ 産業保健推進センターについては、庶務経理業務、報告業務等の合理的集約化の準備を行うとともに相談体制の効率化、事務所移転による賃借料の削減等による業務経費の削減を行うことにより、運営費交付金（退職手当を除く。）の削減に向けた取組を推進する。</p> <p>(2) 給与水準の適正化等</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に</p>	
--	--	---	--

<p>の推進という組織本来の使命を果たしつつ、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上削減させるとの基本方針についても、その趣旨の着実な実施を目指すこととし、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。</p> <p>また、機構の事務・技術職員の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表すること。</p> <p>ア 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>イ 給与体系における年功的要素が強いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>ウ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>エ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p> <p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、原則として一</p>	<p>く平成18年度からの5年間で5%以上削減させるとの基本方針について、着実に取り組むとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。その際、併せて、医療法（昭和23年法律第203号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、労災医療をはじめとした救急医療等の推進のための人材確保とともに、医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p> <p>また、事務・技術職員の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>ア 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>イ 給与体系における年功的要素が強いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>ウ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>エ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p> <p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、「随意契約見</p>	<p>関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえるとともに、医療法（昭和23年法律第203号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、労災医療をはじめとした救急医療等の推進のための人材確保、医療安全の確保をいつつ、人件費の適正化を行う。</p> <p>また、事務・技術職員の給与水準について、平成20年度における状況の検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。</p> <p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、「随意契約見</p>	
--	---	---	--

<p>般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>ア 機構が策定した「随意契約見直し計画」（平成19年12月策定）に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないこと。また、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p> <p>ウ 監事等による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請すること。</p> <p>(4) 医業未収金の徴収業務の効率化</p> <p>医業未収金の徴収業務については、原則、すべての病院の未収金の徴収業務について、民間競争入札を実施すること。</p>	<p>直し計画」（平成19年12月策定）に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>ア 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としない。また、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>ウ 監事等による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請する。</p> <p>(4) 医業未収金の徴収業務の効率化</p> <p>すべての労災病院における医業未収金の徴収業務を、本部において一括して民間競争入札を実施し、適正な債権管理業務を行う。</p>	<p>直し計画」（平成19年12月策定）に基づき、契約業務の効率化を図りつつ、より経済性のある契約の締結となるよう、一般競争入札等を原則とし、以下の取組により、更なる随意契約の適正化を推進する。</p> <p>ア 「随意契約見直し計画」に基づく取組の着実な実施に向け、会議等において周知徹底を図るとともに、その取組状況をホームページにて公表する。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、仕様書にあつては、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないなど、競争性、公平性の確保を図る。 また、企画競争や公募を行う場合においても、競争性、透明性が十分確保されるよう契約担当部門を含めた複数の部署の職員によって構成された評価委員会により実施する。</p> <p>ウ 監事等の入札・契約に係る監査にあつては、これまでの随意契約見直しに係る取組状況、重点項目の情報提供により、チェックを行うよう要請する。</p> <p>(4) 医業未収金の徴収業務の効率化</p> <p>すべての労災病院における医業未収金の徴収業務を、本部において一括して民間競争入札を実施し、10月より委託を開始する。 一定期間経過した債権の支払案内等の業務を委託することにより、民間事業者の創意工夫を最大限活用し、徴収業務の効率化を行い、従来、病院職員がこのような未収金対策に要していた業務時間を、未収金の新規発生防止、新規</p>	
--	--	---	--

<p>3 労災病院の在り方の総合的検討</p> <p>労災病院については、平成22年度末を目途に、個々の病院ごとに、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、必要な措置を講ずること。</p> <p>その際、労災病院の近隣に国立病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行うこと。</p> <p>また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うため、機構は必要な協力を行うこと。</p> <p>4 保有資産の見直し</p> <p>事務及び事業の見直しの結果生ずる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行うこと。</p>	<p>3 労災病院の在り方の総合的検討</p> <p>労災病院については、平成22年度末を目途に個々の病院ごとに、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、必要な措置を講ずること。</p> <p>その際、労災病院の近隣に国立病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で労災病院と国立病院との診療連携の構築を始め効率的な運営可能性について検討を行う。</p> <p>また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から総合的な検討を行うに当たり、必要な協力を行う。</p> <p>4 保有資産の見直し</p> <p>事務及び事業の見直しの結果生ずる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行う。</p>	<p>未収金の回収業務及び訴訟等の法的措置実施業務に傾注し、適正な債権管理業務を行う。</p> <p>3 労災病院の在り方の総合的検討</p> <p>個々の労災病院について、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来の政策医療を提供するという機能の発揮状況 ・地域の医療状況及び果たしている役割 ・収支見込みや今後の設備更新の必要性等を含めた経営状況等の観点から総合的に検証し、個々の病院の内容（実態）を集約する。 <p>また、近隣の国立病院がある場合は、実際に行われている診療連携の検証も含め国立病院との診療連携の構築の在り方を検討する。</p> <p>4 保有資産の見直し</p> <p>事務及び事業の見直しの結果生ずる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行う。</p>	
--	---	---	--

	自己評価	評価項目○	評 定
<p align="center">評価の視点等(現行)(第1期) 【評価項目(1)業務運営の効率化(組織の見直し、一般管理費等の効率化)】</p>	<p align="center">評価の視点等(案)(第2期) 【評価項目(13)業務運営の効率化】</p>		
<p>[数値目標] ○ 中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度(平成15年度)に比し、一般管理費(退職手当を除く。)については15%程度節減すること。</p> <p>○ 中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度(平成15年度)に比し、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については5%程度節減すること。</p> <p>○ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおける運営費交付金の割合については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度(平成15年度)に比べて5ポイント程度低下させること。</p>	<p>[数値目標] ○ 一般管理費(退職手当を除く。)については、中期目標期間の最終年度において、平成20年度の相当経費に比べて15%程度節減すること。</p> <p>○ 事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については、中期目標期間の最終年度において、平成20年度の相当経費に比べて10%程度節減すること。</p> <p>○ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとする。</p> <p>○ 産業保健推進センターについては、中期目標期間の最終年度において、平成20年度実績に比べて運営費交付金(退職手当を除く。)のおおむね3割削減をすること。</p>		
<p>[評価の視点] ○ 組織・運営体制について、本部の施設運営支援・経営指導体制の強化を図る観点から、見直しが行われたか。</p> <p>○ 個々の労災病院ごとの財務分析が行われ、これに基づく経営指導・支援が行われたか。</p> <p>○ 内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等)に係る取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行うための取組を進めたか。</p>	<p>[評価の視点] ○ 労災病院については、経営基盤の確立に向けて本部の施設運営支援、経営指導等が効果的に行われたか。</p> <p>○ 内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守等)に係る取組が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行うための取組を進めたか。</p>		

<p>○ 外部コンサルタントを活用し、職員の勤務実績、法人の事業実績等を反映した人事・給与制度の検討がなされ、新たな制度の設計・構築が行われたか。</p>		
<p>○ 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。</p>		
<p>○ (総人件費改革について) 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>○ (総人件費改革について) 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。その際、併せて、医療法(昭和23年法律第203号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、労災医療をはじめとした救急医療等の推進のための人材確保とともに、医療安全を確保するための適切な取組が行われているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得が得られるものとなっているか。 ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 <p>○ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について(特に給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合)、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</p> <p>ア 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得が得られるものとなっているか。</p> <p>イ 法人の給与水準自体が社会的な理解が得られる水準となっているか。</p> <p>ウ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況がチェックされているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>エ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は適切であるか。</p>	
<p>○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、以下のような必要な見直しが行われているか。</p> <p>ア 「独立行政法人のレクリエーション経費について」(平成20年8月4日行政管理局長通知)において、レクリエーション経費について求められている国におけるレクリエーション経費の取扱いに準じた取組が行われているか。</p> <p>イ レクリエーション経費以外の福利厚生費(法定外福利費)について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動がされているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>ウ 法定外福利費の支出は適切であるか。</p>	

<p>○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	
<p>○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について整備・執行等の適切性等必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	
<p>○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	
	<p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された、契約監視委員会の点検・見直しを踏まえた「新たな随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的な取組が行われているか。</p>	
<p>○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	
	<p>○ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを行っているか。</p>	
	<p>○ 医業未収金については、民間競争入札（市場化テスト）を実施し、債権管理業務において適切な取組が進められているか。</p>	
<p>○ 一般管理費（退職手当を除く）及び事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）の効率化について、中期目標を達成することが可能な程度（一般管理費については毎年度3%程度削減、事業費については毎年度1%程度削減）に推移しているか。</p>	<p>○ 一般管理費（退職手当を除く）及び事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）の効率化について、中期目標を達成することが可能な程度（一般管理費については毎年度3%程度削減、事業費については毎年度2%程度削減）に推移しているか。</p>	
<p>○ 費用のうち運営費交付金の割合について、中期目標を達成することが可能な程度（毎年度1ポイント程度削減）に推移しているか。</p>	<p>○ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合については、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、中期目標の水準を維持するために必要な取組が行われているか。</p>	
	<p>○ 業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委評価の視点）</p>	
	<p>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</p>	

評価シート（14）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。</p> <p>1 労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、収支相償を目指してきたこれまでの取組を更に前進させ、診療体制・機能の整備により無理なく自前収入による機器整備、増改築を行うことができるような経営基盤の強化を図るとともに、整理合理化計画及び勧告の方向性を踏まえ、経済状況に関する事情を考慮しつつ、平成28年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、投資の効率化、人件費の適正化その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>2 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、確実な償還を行うこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効果的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善する。 また、労災病院の保有資産のうち、中期目標期間又は前中期目標期間中において、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。</p> <p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、確実な償還を行う。</p> <p>2 予算（人件費の見積もりを含む。） 別紙2のとおり</p> <p>3 収支計画</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、新入院患者数の確保、平均在院日数の適正化、新たな施設基準の取得等による収入の確保、診療報酬の動向等に対応した人件費の縮減、後発医薬品の採用拡大、労災病院間の共同購入等による物品調達コストの縮減、高度・専門的医療水準を維持しつつ稼働率の高い機器を優先整備すること等により当期利益の確保に努める。 また、労災病院の保有資産のうち、中期目標期間又は前中期目標期間中において、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。</p> <p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融资への当年度償還計画を確実に実行する。 また、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額303百万円を回収する。</p> <p>2 予算（人件費の見積もりを含む。） 別紙1のとおり</p> <p>3 収支計画</p>	

	別紙3のとおり 4 資金計画 別紙4のとおり	別紙2のとおり 4 資金計画 別紙3のとおり	
--	------------------------------	------------------------------	--

	自己評定	評価項目○	評 定
評価の視点等(現行)(第1期) 【評価項目(17) 予算、収支計画及び資金計画】	評価の視点等(案)(第2期) 【評価項目(14) 予算、収支計画及び資金計画】		
[数値目標] ○ 労働安全衛生融資については、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額493百万円を回収すること。 ○ 労災病院は、中期目標期間中において、収支相償(損益均衡)を目指すこと。	[数値目標] ○ 労働安全衛生融資については、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額303百万円を回収すること。		
[評価の視点] ○ 労災病院については、中期目標期間中に計画的に経営改善を図り収支相償(損益均衡)を目指すため、損益改善目標を策定し、その目標を実現するために適切な措置を講じたか。また、その結果、損益が改善したか。 ○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む)。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 運営費交付金を充当して行う事業(医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く)については、中期計画に基づく予算が作成され、当該予算の範囲内で予算が	[評価の視点] ○ 労災病院については、中期目標期間中に計画的に経営改善を図るため、経営改善目標を策定し、その目標を実現するために適切な措置を講じたか。また、その結果、世界的な金融危機に伴う厚生年金基金資産減少等の外的要因を除いた欠損金は、着実に解消に向っているか。 ○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む)。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)		

<p>執行されているか。</p>		
<p>○ 運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く）に係る予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。</p>	<p>○ 運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く。）に係る予算・収支計画及び資金計画が作成・執行され、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。</p>	
<p>○ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>○ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	
<p>○ 運営費交付金については収益化基準にしたがって適正に執行されているか。</p>	<p>○ 運営費交付金については収益化基準にしたがって適正に執行されているか。</p>	
<p>○ 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。</p>	<p>○ 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。</p>	
<p>○ 労働安全衛生融資については、計画どおりに財政投融資への償還が行われているか。</p>		
<p>○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p>	
<p>○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	
<p>○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>4,038百万円(運営費交付金年間支出の12分の3を計上)</p> <p>2 想定される理由</p> <p>運営費交付金の受入の遅延による資金不足等</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「4 保有資産の見直し」に基づき、次のア及びイに掲げる保有資産を速やかに処分するため、売却業務を民間等に委託するなど具体的方策を講じ、中期目標期間の最終年度までに処分が完了するよう努める。</p> <p>ア 病院</p> <p>青森労災病院付添者宿泊施設、岩手労災病院職員宿舎、岩手労災病院付添者宿泊施設、東京労災病院職員宿舎、旭労災病院職員宿舎、和歌山労災病院移転後跡地、関西労災病院職員宿舎跡地、九州労災病院移転後跡地、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎、霧島温泉労災病院、霧島温泉労災病院職員宿舎、福井総合病院労災委託病棟</p> <p>イ 病院以外の施設</p> <p>労災リハビリテーション北海道作業所、労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>4,038百万円(運営費交付金年間支出の12分の3を計上)</p> <p>2 想定される理由</p> <p>運営費交付金の受入の遅延による資金不足等</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>中期計画に掲げる重要な財産の処分に当たり、平成21年度は売却する財産を選定するとともに、翌年度以降の処分に向け、土地、建物の測量・登記及び不動産鑑定評価を実施する。</p>	

	<p>労災リハビリテーション広島 作業所、水上荘、恵那荘、別府 湯のもりパレス</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>本中期目標期間中に生じた剰余 金については、労災病院においては 施設・設備の整備、その他の業務に おいては労働者の健康の保持増進 に関する業務の充実に充当する。</p>	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>労災病院においては施設・設備の 整備、その他の業務においては労働 者の健康の保持増進に関する業務 の充実に充当する。</p>	
--	--	--	--

	自己評定	評価項目○	評 定
<p>評 価 の 視 点 等 (現 行) (第 1 期) 【評価項目 (18) 短期借入金等】</p>		<p>評 価 の 視 点 等 (案) (第 2 期) 【評価項目 (15) 短期借入金等】</p>	
[数値目標]	[数値目標]		
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>○ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)で処分等することとされた資産及び、「保有資産の見直し」により新たに処分等とされた資産についても着実に処分されてきているか。また、処分等の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>		

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第5 其他業務運営に関する重要事項</p>	<p>第7 其他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の抑制を図る。</p> <p>(2) 人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進する。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。</p> <p>ア 施設名</p> <p>総合せき損センター、千葉労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校、熊本労災看護専門学校</p> <p>イ 予定額</p> <p>総額 14,310百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。）</p> <p>第8 其他業務運営に関する重要事項</p>	<p>第7 其他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、期首の職員数（720人）以内とする。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、前年度に引き続き浜松労災病院、和歌山労災病院及び九州労災病院の施設整備を進める。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。</p> <p>ア 施設名</p> <p>総合せき損センター、千葉労災看護専門学校、熊本労災看護専門学校</p> <p>イ 予定額</p> <p>総額 2,747百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。）</p> <p>第8 其他業務運営に関する重要事項</p>	

<p>整理合理化計画及び勧告の方向性を踏まえ、次のことについて計画的に取り組むこと。</p> <p>1 労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターの廃止</p> <p>労災リハビリテーション工学センターについては、せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発機能を、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門に移管した上で、廃止すること。</p> <p>また、海外勤務健康管理センターについては、利用状況や同様の業務が他の実施主体により実施されていること等を踏まえ、廃止すること。</p> <p>2 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止 労災リハビリテーション作業所については、新規入所者数の減少、在</p>	<p>1 労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターの廃止</p> <p>(1) 労災リハビリテーション工学センターについては、せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発機能を、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門に移管した上で、平成21年度末までに廃止する。</p> <p>(2) 海外勤務健康管理センターについては、平成21年度末までに廃止する。</p> <p>2 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止 労災リハビリテーション作業所については、在所年齢の上限の徹底</p>	<p>1 労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターの廃止</p> <p>(1) 労災リハビリテーション工学センターについては、せき損患者に対する日常生活支援機器に係る研究開発機能について医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門への移管を進めるとともに、労災リハビリテーション工学センター廃止に向けた業務を的確かつ計画的に進めることにより、平成21年度末までに廃止する。</p> <p>(2) 海外勤務健康管理センターについては、これまで積み上げてきた知見の活用が図られるよう、以下の取組を行いつつ、平成21年度末までに廃止する。</p> <p>ア 研修については、これまでの資料等を整理し、他の機関においても活用できるよう取りまとめる。</p> <p>イ 海外医療情報は、継続的に情報提供が維持可能な機関への移管に努める。</p> <p>ウ FAX・メール相談は、他の機関においても活用できるよう事例集として取りまとめる。</p> <p>エ 海外勤務者の健康管理に関する研究についての成果物を作成するとともに、他の機関でも活用できるよう研究データベースの整備を行う。</p> <p>2 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止 労災リハビリテーション作業所については、平成21年4月から在</p>	
--	--	--	--

<p>所者の長期滞留化・高齢化が進んでおり、社会復帰までの通過型施設としての機能の発揮が困難になっていることから、国の関連施策と連携し、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止すること。</p>	<p>等を図るとともに、国の関連施策と連携し、在所者の意向の把握、退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止する。</p>	<p>所年齢の上限を設定し、その定着を図るとともに、高齢在所者について、退所先の確保を図りつつ、強力かつきめ細かな退所勧奨に取り組む。</p>	
	<p>自己評定</p>		<p>評価項目○</p>
<p>評価の視点等(現行)(第1期) 【評価項目(7)高度・専門的医療の提供】 【評価項目(10)健康診断施設の運営】 【評価項目(19)人事・施設・設備に関する計画】</p>	<p>評価の視点等(案)(第2期) 【評価項目(16)人事・施設・設備に関する計画等】</p>		<p>評 定</p>
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、その職員数を、中期目標期間最終年度において720人とし、平成20年度においては、前年度職員数を25人削減し、720人以内とすること ○ 海外派遣労働者に対する健康診断や派遣企業の安全衛生担当者に対する講習会への参加等の海外勤務健康管理センターの利用者を、中期目標期間中において6万5千人以上、うち平成20年度において1万3千1百人以上確保すること。 ○ 海外勤務健康管理センター利用者については、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上確保すること。 ○ 長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等に関する調査研究の成果をホームページで提供し、中期目標期間中においてはアクセス件数を9万件以上、うち平成20年度においては、3万5千件以上のアクセスを得ること。 ○ 海外に在留する邦人労働者に対する海外巡回健康相談が、健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得ること。 	<p>【数値目標】</p>		
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、「年度別削減計画」が策定され、これに基づき削減されているか。 	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう 		

	指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。	
	○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。	
○ 施設整備に関する計画が順調に推移しているか。	○ 施設整備に関する計画が順調に推移しているか。	
	○ 「整理合理化計画等」（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、労災リハビリテーション作業所については、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止に計画的に取り組んでいるか。	
	○ 労災リハビリテーション工学センターについては、せき損患者に対する日常生活支援機器に係る研究開発機能について医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門への移管を進めるとともに、労災リハビリテーション工学センター廃止に向けた業務を的確かつ計画的に進めることにより、平成21年度末までに廃止したか。	
	○ 海外勤務健康管理センターについては、これまで積み上げてきた知見の活用が図られるよう、以下の取組を行いつつ、平成21年度末までに廃止したか。 （ア）研修については、これまでの資料等を整理し、他の機関においても活用できるよう取りまとめる。 （イ）海外医療情報は、継続的に情報提供が維持可能な機関への移管に努める。 （ウ）FAX・メール相談は、他の機関においても活用できるよう事例集として取りまとめる。 （エ）海外勤務者の健康管理に関する研究についての成果物を作成するとともに、他の機関でも利用できるよう研究データベースの整備を行う。	
○ 利用者の利便性に立ったパンフレットなどにより周知、広報活動が行われたか。		
○ 施設利用者が1万3千1百人以上確保されたか。		
○ 施設利用について有用であった旨の評価を80%以上得られたか。		
○ 満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。（政・独委評価の視点事項と同様）		
○ 長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等についての調査研究が順調に推移しているか。		

○ これまでの研究成果をホームページで情報提供を行い、3万5千件以上のアクセスが得られたか。		
○ 海外巡回健康相談が必要な国、都市において計画どおりに相談が実施されたか。		
○ 海外巡回健康相談時に実施した満足度調査において、健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得られたか。		
○ 満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、翌年度の海外巡回健康相談について改善策の検討及び派遣対象地域の見直しが行われたか。(政・独委評価の視点事項と同様)		
○ 海外の医療機関等の医師、看護師等を対象とした研修及び交流が実施されたか。		
○ 研修効果の評価等に基づき、次回研修の改善について検討が行われたか。		
○ 工学技術を用いた義肢装具等の研究・開発に関し、その成果をリハビリテーションに活用しているか。		